

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

2周年総会

& 記念講演

2018年5月26日(土)

13:45~16:30

大垣市スイトピアセンター文化会館

2階 会議室2 大垣市室本町 5-51 TEL. 0584-74-6050

昨年6月、政府・与党は、国会法も無視する暴挙で共謀罪法を成立させました。



反対の声の高まりの中、大垣警察市民監視事件がマスコミでも積極的に取りあげられ、多くの方々にこの訴訟が知られるようになりました。

る愛知の会「共謀罪」連



2018年2月16日には、国会議員会館で集会を開き、首都圏で活動する市民の方々や国会議員にも参加して頂きました。



《第1部 総会》 13:45~14:30

- ・ 2017年度の活動報告
- ・ 裁判の現状、追加提訴の意味について
- ・ 新年度の活動方針、役員などについて

《第2部 記念講演》 14:45~16:30

名古屋白龍 でっち上げ「暴行」事件、**無罪!**
~警察による住民運動への干渉・弾圧を許さない~

講師:塚田聡子弁護士(名古屋共同法律事務所)

特別発言:奥田恭正さん(名古屋白龍 住環境を守る会 代表)

[資料代500円をお願いします]



閑静な住宅地での高層マンション建設。騒音や粉塵をまき散らす工事現場で、住民は抗議と監視活動を続けていました。そのさなか奥田氏は業者の現場責任者の110番通報で現行犯逮捕され、2週間もの身柄拘束の後、全く身に覚えのない「暴行」の罪で起訴されました。日本の刑事裁判の有罪率は実に99.9%。その厚く高い壁を乗り越えて無罪を勝ち取った奥田さんと弁護団の塚田聡子弁護士のお話を伺います。

どなたでも
参加してい
ただけます

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>

《連絡先》

弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所

〒503-0906 大垣市室町 2-25

Tel:0584-81-5105 Fax:0584-74-8613

警察のあり方が変わってきた？

2月16日夜、日弁連主催で「警察の監視に対する統制の在り方に関する学習会」が開かれました。パネラーから「2013、14年頃から警察のあり方が変わってきた、露骨に政府・事業者の側に立ち、市民運動、住民運動を圧迫する姿勢が目につく。」という発言がありました。この「変化」はさまざまな運動に関わる人の多くが共有する感覚です。ちょうど、原発再稼働反対、秘密法反対、集団的自衛権行使容認反対などで、市民が盛んに街頭で活動するようになってきた時期です。

シーテック社の「議事録」に表れた大垣警察とシ社の「意見交換」は2013年～2014年でした。この「議事録」では、公安警察の住民運動や市民運動に対する敵視が露わです。この事件が国会で取りあげられた際、警察庁警備局長は「警察は、管内における…各種事業…風力発電事業…とか道路工事業業とか様々な事業…等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有し…必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。」と国会で答弁しました(2015.6.4)。住民・市民の情報を収集し、事業者にその個人情報を提供することが、治安維持の観点から必要だ、通常の警察業務なのだと言いつつ放ったのです。

. 名古屋白龍でっち上げ「暴行」事件

低層住宅が並ぶ閑静な住宅地に、突如登場した高層マンション建設計画。住民は、可能な手段の限りを尽くして計画の変更を求めましたが、法令の不備と行政の怠慢で、建設工事が始まってしまいました。騒音や粉塵をまき散らす工事現場で、住民は抗議と監視活動を続けていました。業者の現場責任者は、住民と話し合おうとせず、何度もパトカーを呼びつけて住民を威圧しました。2016年10月、住民側のリーダーの奥田さんが現場責任者の110番通報で現行犯逮捕されました。「現場責任者を突き飛ばして怪我をさせた」というのです。全く身に覚えのないことです。「やっていません」と否認すると、家族の面会も許されない状態で2週間も身柄拘束され、「暴行罪」で起訴されました。

検察側が唯一絶対の客観的証拠としたのが、業者が設置した防犯カメラの画像です。弁護人の一人の塚田聡子弁護士は、偶然に見たテレビ番組で、画像解析の専門家を知り、画像の鑑定を依頼しました。その専門家による鑑定と証言で、検察側の立証は崩されました。日本の刑事裁判の有罪率は99.9%とされています。その厳しさを乗り越えて、無罪を勝ち取ることができました。否認を貫いた奥田さんの頑張りや優秀な弁護団の努力、そして毎回傍聴席を溢れさせた支援の輪が、業者と警察の結託による住民運動潰しの策動をはねのけたのです。

「もの言う」自由を守り抜こう

自分たちの暮らしを守るための住民運動や未来の社会をよりよくしようとする市民運動が、警察の監視・干渉・介入、さらには弾圧の「標的」となるようなことを許してはなりません。

2018年1月29日、原告4名は、「岐阜県警と警察庁が保有する個人情報を抹消せよ」と新たに請求を追加し、被告に「国」を加えました。この事件は「自治体警察(いわゆる刑事警察)」が犯罪捜査で行ったものではなく、国家警察(公安警察)が法的根拠もなく、目をつけた特定の人たちを監視し、情報を収集、集積したうえ、警察の人物評価を加えて、ゆがめて企業に提供したものです。シ社の「議事録」に表れたのは、氷山の一角でしかありません。自分の知らないうちに、どこでどんな情報が、どんな方法で、どう利用されているかわからない…これでは自由のものが言えません。警察の恣意的判断で行われている情報収集・保管・利用の実態を明らかにし、この裁判を通じて正していきたいと考えています。

憲法12条前段には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とあります。共に「不断の努力」を続けましょう！

